

選挙第 1 号

議長選挙について

地方自治法第 103 条第 1 項の規定により、議長の選挙を行う。

## 選挙第2号

### 副議長選挙について

地方自治法第103条第1項の規定により、副議長の選挙を行う。

## 選挙第 3 号

### 根室北部消防事務組合議会議員の選挙について

根室北部消防事務組合同規約第 5 条第 2 項の規定により、組合同議会の議員 4 人を選挙する。

## 選挙第 4 号

### 中標津町外 2 町葬斎組合議会議員の選挙について

中標津町外 2 町葬斎組規約第 5 条第 2 項の規定により、組合議会の議員 4 人を選挙する。

## 選挙第 5 号

### 根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について

根室北部廃棄物処理広域連合規約第 8 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定により、広域連合議会の議員 4 人を選挙する。